

資料－4

# 全国健康関係主管課長会議資料

平成23年2月4日(金)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局  
疾患対策課  
臓器移植対策室

# 目 次

## 1. 臓器移植対策について

(1) 臓器移植の実施状況について・・・・・・・・・・・・	1
(2) 移植医療の普及啓発について・・・・・・・・	1
(3) 臓器提供に関する関係医療機関の理解及び協力の確保について・・・・	3

## 2. 造血幹細胞移植対策について

(1) 骨髄移植対策について・・・・・・・・・・・・	4
(2) さい帯血移植対策について・・・・・・・・	5

## 3. その他連絡事項・・・・・・・・・・・・

## 1. 臓器移植対策について

臓器移植は、臓器提供者（ドナー）の尊い意思と、関係者はもとより広く社会の理解と支援があつて成り立つ医療で、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。）に基づき、社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を中心として、公平かつ適正な臓器あっせん体制を整備するとともに、移植医療に関する普及啓発を行い、臓器移植の円滑な推進を図ってきたところである。

臓器移植法については、平成22年7月17日に改正法が全面施行され、本人意思が不明な場合であっても、家族の同意により脳死判定・臓器提供が可能となり、また、15歳未満の者からの臓器提供の途が開かれた。

### （1）臓器移植の実施状況について

平成23年1月27日現在、臓器移植法に基づく脳死下での臓器提供は全国で118例行われている。

平成21年度の脳死下での臓器提供は5例で、移植実施件数は、脳死下及び心臓停止下における提供を合わせて、

- ・心臓は5名の提供者から5件の移植
- ・肺は5名の提供者から8件の移植
- ・肝臓は4名の提供者から4件の移植
- ・腎臓は83名の提供者から146件の移植
- ・膵臓は5名の提供者から5件の移植
- ・小腸は2名の提供者から2件の移植
- ・眼球（角膜）は962名の提供者から1,627件の移植

である。

また、平成23年1月4日現在、移植希望登録者数は心臓162名、肺146名、肝臓292名、腎臓12,089名、膵臓174名、小腸4名、眼球（角膜）2,600名（平成22年12月31日現在）となっている。

### （2）移植医療の普及啓発について

ア 今回の法律改正により、運転免許証及び医療保険被保険者証に臓器提供意思表示欄を設ける等国及び地方公共団体が移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとされた。また、臓器提供の意思に併せて、親族へ臓器を優先的に提供する意思表示を行うことが可能となった。こうしたことから、これまで以上に、一人ひとりが、臓器提供する／しないにかかわらず、意思を表示することが重要となり、意思表示方法の更なる普及が大きな課題となっている。

厚生労働省では、社団法人日本臓器移植ネットワークと連携しながら、①臓器提供に関する意思がより確実に確認されるようにすることを目的とした「臓器提供意思登録システム」の運用、②臓器移植に関する知識や意思の記入方法等の説明書き

と「臓器提供意思表示カード（又はシール）」が一体となったリーフレットの作成・配布、③運転免許証や健康保険証の裏面に臓器提供意思表示欄が設けられたことの周知など、一人でも多くの方に移植医療について理解していただき、臓器提供に関する意思表示をしていただける環境の整備を図っている。

各都道府県におかれても、管轄下の市町村等（国民健康保険）や健康保険組合における医療保険の被保険者証のカード化及び被保険者証の更新時等、適当な機会をとらえ、関係機関・団体の協力を得ながら、都道府県臓器移植コーディネーターとともに、これらの意思表示方法の普及及び周知について一層の御協力をお願いしたい。

なお、親族へ臓器を優先的に提供する意思や臓器を提供しない意思は、臓器提供意思登録システムによる登録を推進している。臓器提供意思登録システムは、携帯電話でQRコードを読み込んで登録することが可能であり、その普及にも配慮いただきたい。

臓器移植に関する情報については、厚生労働省ホームページ（[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/zouki\\_ishoku/index.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/zouki_ishoku/index.html)）、社団法人日本臓器移植ネットワークホームページ（<http://www.jotnw.or.jp>）又は、日本アイバンク協会ホームページ（<http://www.j-eyebook.or.jp>）に掲載しているので、これらを参照されたい。

イ 移植医療に関する広報については、各地方公共団体においても各種の活動に御尽力いただいているところであるが、国民への移植医療の理解を深めていくことは国及び地方公共団体の責務であることが法律上も明文化されており（同法第3条）、今回の法律改正においても、新たな条項が設けられ（法第17条の2）、更なる取組が求められているところである。これらを踏まえ、厚生労働省では、政府広報を活用した新聞・雑誌広告・動画サイトを用いた広報、厚生労働省ホームページへの臓器移植に関する情報の掲載などを通じて、移植医療に関する普及啓発に努めているところである。各都道府県におかれても、引き続き移植医療に関する普及啓発に御尽力いただきたい。

また、毎年10月を「臓器移植普及推進月間」として、全国一斉に移植医療の普及啓発活動を行っているところである。平成22年度においては平成22年10月3日に熊本県熊本市で全国大会が開催された。平成23年度は、10月22日に長野県で全国大会を開催する予定である。各都道府県におかれても、地域の実情に応じた普及啓発活動にご協力をお願いしたい。

なお、平成16年度より、移植医療に関する認識と理解を深めていただくことを目的とした中学生向けのパンフレットを作成し、当室から各中学校の中学生全員及び各教育委員会等への配布を行ってきたところであるが、法改正に伴い、小児からの脳死下での臓器提供が可能となったことから、平成22年度においては、対象を広げ、中学生全学年に配布することとしているので、生徒への配布や活用が円滑に行われるよう御配慮願いたい。

また、親族への優先提供については、優先提供できる親族の範囲限定や自殺者か

らの提供禁止等の制限があるところであり、リーフレット等を事前に読んだ上で意思表示を行っていただくことが大切であるため、引き続きその旨の周知をお願いしたい。

(3) 臓器提供に関する関係医療機関の理解及び協力の確保について

ア 脳死下での臓器提供については、「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）」において提供可能な施設を限定している。平成22年9月30日現在、大学付属病院、救命救急センター等ガイドライン上の5類型に該当する施設は492施設であり、そのうち、厚生労働省の照会に対して臓器提供施設としての必要な体制を整えていると回答した施設は344施設、さらに18歳未満の者からの臓器提供を行うために必要な体制を整えていると回答した施設は65施設である。

心停止下での腎臓・眼球（角膜）提供については、提供可能な施設についての限定はないため、上記以外の施設からの提供も可能となっている。

イ 法改正により、本人の意思表示が不明な場合にも家族承諾による臓器提供が可能となったこと等から、改正法施行以降、臓器提供が増加傾向にあり、医療機関等における体制強化の支援やドナーファミリーの心理的ケアに的確に対応できるようコーディネーター等のあっせん業務従事者の増員を図るなどあっせん体制の拡充を取り組んでいる。具体的には、平成22年度においては（社）日本臓器移植ネットワークのコーディネーターを増員し、また、平成23年度予算案においては、臓器提供施設の医療従事者やコーディネーターに対する研修の充実を図るために予算を計上しているところである。

また、各都道府県の臓器移植連絡調整者（都道府県臓器移植コーディネーター）設置事業については、平成15年度より各都道府県において同化定着してきたこと及び各都道府県が主体性を持って事業を継続することを確保する観点から一般財源化されたところであるが、「都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の推進について」（平成15年3月20日付け健臓発第0320001号臓器移植対策室長通知）により、都道府県臓器移植コーディネーターの日常業務として、都道府県内の普及啓発活動に取り組んでいただくようお願いしてきたところである。今般の法改正の趣旨も踏まえ、引き続き、都道府県コーディネーターが、関係医療機関と日常的に連携を取りつつ、地域の実情に応じた普及啓発活動を行い、臓器提供のための体制を整えていただくとともに、心停止下での腎臓提供も含め、臓器提供にご協力いただいている施設等を定期的に巡回し、臓器提供に対する一層の理解及び協力が得られるよう、よろしくお願いしたい。

さらに、臓器提供発生時においては、都道府県コーディネーターが（社）日本臓器移植ネットワークと連携して臓器提供に関する情報交換や連絡調整等の業務を行っていただくようお願いしているところである。地域において臓器移植の普

及定着を図る都道府県臓器移植コーディネーターの役割は重要と考えており、ネットワークと連携して行う業務に係る経費については、県境を跨ぐ場合も含め、ネットワークから活動費として支払っているところであり、平成23年度予算案においても引き続き（社）日本臓器移植ネットワークへの補助対象事業としているところであるので、当該活動に対し、引き続き御理解と御協力をお願いしたい。

ウ 今回、新たに平成23年度予算案に約7百万円の臓器提供施設への支援事業として、「院内体制整備支援事業」を（社）日本臓器移植ネットワークの補助事業として計上しているが、本事業は、一定の要件が整う施設を各地方ブロック概ね1カ所（全国計6カ所）選定し、施設内の各部門間の連携及び都道府県コーディネーターや日本臓器移植ネットワークコーディネーター、地方公共団体等の関係者との機能的な連携の下で院内体制を構築することを支援する事業を考えている。今後、具体的な対象施設の選定などを取り決めることとなるが、選定された施設の地方自治体におかれても協力いただくようよろしくお願いしたい。

## 2. 造血幹細胞移植対策について

### （1）骨髓移植対策について

ア 白血病や重症再生不良性貧血等の血液疾患に有効な治療法である骨髓移植の推進を図るため、平成3年12月から骨髓バンク事業を実施している。平成22年12月末における骨髓バンクドナー登録者数は37万6千人を超え、骨髓バンクを介して行われた移植件数は1万2千件を超えたところである。関係者の皆様の御尽力に改めて感謝を申し上げたい。（ドナー登録者数等の詳細については、骨髓移植推進財団ホームページ（<http://www.jmdp.or.jp>）を参照されたい。）

骨髓バンクにより適合するドナー候補者が検索される率は、95.1%（平成21年実績。国内患者に限る。）に達したが、移植を希望し骨髓バンクに登録した年間患者数に対し、移植を受けられる率は、60.6%（同上）にとどまっており、今なお多くの患者が移植を待ち望んでいる状況である。同事業を円滑に推進するためにはドナー登録者の確保が依然として最重要課題となっている。各都道府県におかれても、従来より普及啓発活動等により同事業の推進にご協力いただいているところではあるが、骨髓バンク事業が20周年を迎える平成23年度は、骨髓バンク推進月間（毎年10月）での取り組みに加え一層の普及啓発等に御協力願いたい。

イ また、平成22年8月の厚生科学審議会造血幹細胞移植委員会において、白血病等に有効な治療法の一つである末梢血幹細胞移植を骨髓バンク事業の一環として実施することとされたことを踏まえ、平成22年10月より末梢血幹細胞移植の段階的な実施が始まったところである。

末梢血幹細胞移植の導入に伴い、「骨髓又は末梢血幹細胞の提供希望登録者の

登録受付業務等について（協力依頼）」（平成22年12月10日付け健臓発1210第1号臓器移植対策室長通知）により、平成23年1月からドナー登録要件を一部変更するとともに、「『骨髄バンク集団登録事業実施要綱』の改正について」（平成23年1月11日付け健臓発0111第1号臓器移植対策室長通知）によりドナー登録受付業務の実施手順等を見直したので、これにご留意の上、今後は末梢血幹細胞の提供も見据えたドナー登録者の募集及び登録受付業務を実施していただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、末梢血幹細胞移植の導入に伴いパンフレット「チャンス」等の内容を見直したところであり、是非御活用いただき、一人でも多くの方に骨髄や末梢血幹細胞の移植の機会を提供できるよう引き続き一層の普及啓発に御尽力願いたい。

## （2）さい帯血移植対策について

さい帯血移植とは、分娩後、通常は廃棄されていた胎盤及びへその緒に含まれているさい帯血を採取し、その中に含まれている造血幹細胞を移植して、造血機能を再生させる方法であり、白血病や再生不良性貧血等の血液疾患の有効な治療法として行われている。我が国では日本さい帯血バンクネットワークに加入しているさい帯血バンクを介した非血縁者間移植は平成22年12月末に7千件を超えたところである。この移植は産後のさい帯と胎盤から造血幹細胞を含むさい帯血を採取するため、提供者（ドナー）への負担がなく、保存が出来るため、必要とする患者に必要なときに移植できる等の利点を有している。

現在、日本さい帯血バンクネットワークにおいて、各バンクの品質管理基準など各種基準や手順の統一化、保存さい帯血の品質向上、各バンクが業務効率を高め運営の安定を図るための方策等について検討を行っており、厚生労働省では、その議論の結果等を踏まえ、必要な支援を行っていく方針である。

各都道府県におかれては、一人でも多くの方にさい帯血移植の機会を提供できるよう普及啓発等に御協力願いたい。

なお、さい帯血保存個数等の詳細については、日本さい帯血バンクネットワークホームページ（<http://www.j-cord.gr.jp>）を参照されたい。

### 3. その他連絡事項

#### 臓器移植対策室関係行事予定

行 事 名	関 係	期 間	場 所
臓器移植普及推進月間	主催：厚生労働省 都道府県、(社)日本臓器移植ネットワーク他	平成23年 10月1日～31日	全 国
第13回臓器移植推進全国大会	主催：厚生労働省 開催都道府県他	平成23年 10月22日	長野県
骨髓バンク推進月間	主催：厚生労働省 都道府県、 保健所設置市、 特別区 (財)骨髓移植推進 財團他	平成23年 10月1日～31日	全 国